

## 星槎大学大学院紀要に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は星槎大学教職員、星槎大学大学院（以下、「本大学院」という。）に在籍する学生および修了生が、本学の理念に基づいて行われ、かつ共生、共生教育に資する研究の発表するために、「星槎大学大学院紀要」Bulletin of the Graduate School of Education Seisa University（以下「本誌」という。）の編集および刊行等に関する事項を定めることを目的とする。

### (刊行)

第2条 本誌の刊行は年4回を原則とし、刊行月の決定に関しては、星槎大学大学院紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）の定めるところによる。

2 電子媒体での発行物とし、星槎大学機関リポジトリより閲覧できるものとする。

### (編集委員会組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員を持って組織する。

(1) 委員長

(2) 教育学研究科、教育実践研究科の教員各3名および大学院事務局職員2名

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は委員会での議を経て選出する。

2 副委員長は委員の中から委員長がこれを囑託する。

### (委員の任期)

第5条 原則、2年とする。ただし、再任を妨げない。編集途中の場合には、担当号が刊行された後に退任するものとする。

### (会議の招集)

第6条 委員長が招集し、その議長となる。

### (委員会の役割)

第7条 委員会は次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 編集基準の作成及び改廃に関すること

(2) 投稿に関する規定の作成と改廃に関すること

(3) 原稿の募集に関すること

(4) 原稿の審査に関すること

(5) 刊行日の決定

(6) その他に必要な事項

### (合議)

第8条 必要事項については他院会と合同して審議することができる。

### (投稿者の資格)

第9条 投稿者（本誌に投稿できる者）は、本学教職員、本大学院に在籍する学生および修了生とする。

### (原稿の種類)

第10条 本誌に投稿できる原稿は、研究論文、教育実践研究、研究ノート、教育実践報告、資料であり、内容は次の各号に掲げるものとする。

(1) 研究論文

教育・教育実践に関して、一定のもしくは学際的な研究方法を用いて、著者のオリジナルな研究成果をまとめたもの。新しい知見を含み、結論が明確なもの。

- (2) 教育実践研究  
教育・教育実践に関する史・資料を収集し、実践の展開を押さえ、その省察と分析をふまえて独自の成果をまとめたもの。教育実践上の課題の解決や改善に貢献するもの。
- (3) 研究ノート  
教育・教育実践に関して、目的・方法・成果を記述し、有効性を明確に示したもの。あるいは、史・資料を収集し、事実状況や研究動向を踏まえながら、有効な知見をまとめたもの。
- (4) 教育実践報告  
教育・教育実践に関する史・資料を収集し、実践の展開を押さえ、得られた成果をまとめたもの。
- (5) 資料  
共生教育の発展において、社会などに何らかの示唆をもたらす、資料的価値があるもの。
- (6) 書評  
共生教育・共生教育研究の発展に資する内容の書物であること。編集委員会で書籍を選定し、書評担当者を決定する。

(学術研究にかかる行動規範の遵守)

- 第11条 本誌に投稿する研究論文、教育実践研究、研究ノート、教育実践報告に係る研究が、人を直接の対象とする場合には、あらかじめその研究計画について研究倫理審査委員会の審査を受審し、承諾を得る者とする。
- 2 本誌に投稿する研究論文、教育実践研究、研究ノート、教育実践報告に係る研究は日本学術会議が示す『科学者の行動規範-改訂版-』を遵守したものでなければならない。
  - 3 投稿の内容は他の出版物（国の内外を問わず）すでに発表されている、あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。
  - 4 投稿原稿に他人の著作物からの剽窃・盗用があることが委員会により判断された場合には、星槎大学倫理委員会に報告する。
  - 5 本誌に掲載され記事の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。

(編集協力者による研究指導報告の承認)

- 第12条 本誌に投稿する原稿は投稿する前にその原稿を執筆者及び投稿者ではない本大学院教員によって原稿の内容、および体裁に関する承認を得るものとする。
- 2 前項に定める事前の承認を行った編集協力者は該当研究報告の投稿申込書に署名する。

(研究論文の受付と受理・審査開始)

- 第13条 投稿の受付日は原稿が事務局に届いた日とする。ただし、投稿規程および投稿要項に沿っていないものは不受理となる場合もある。
- 2 受理された原稿は査読者により、審査される。

(投稿の方法)

- 第14条 投稿原稿の提出にあたっては「星槎大学大学院紀要執筆要項」に従い、「投稿申込書」を添付し、定められた期日までに完成原稿を委員会に提出する。

(紀要の編集)

- 第15条 委員会は本誌の目的に従って編集をおこなう。
- (1) 投稿された論文は査読者の審査報告を受け、委員会が掲載の可否、掲載順序等の決定をする。
  - (2) 編集の都合により、執筆者に加除補筆を依頼することがある。
  - (3) 委員長が著者に含まれる場合には、副委員長が査読プロセス、編集に関する業務を行う。
  - (4) 委員長、副委員長の両名が著者に含まれる場合には、委員の合議により担当者を決定する。

(査読基準)

第16条 本誌の査読に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 委員会により掲載にふさわしいと判断され、受理された投稿原稿に対して、査読を行う。
- (2) 委員会は、受理したすべての論文に対して本大学院教員の中から2名以上の査読者を選定し、審査を依頼する。ただし、適任者がいない場合は、外部に依頼することができる。
- (3) 査読はダブルブラインド体制で行う
- (4) 受理投稿された論文は、有用性、独創性、信頼性、完成度、学術性、共生・共生教育への貢献の視点から評価される。
- (5) 査読の結果は、掲載可、要改訂、掲載不可とする。
- (6) 改訂内容に応じて掲載の可否については、再査読を要する場合もある。

(著者校正)

第17条 査読を経て、委員会で受理された投稿原稿については、著者校正を1回行う。ただし、校正の際には、委員会から指摘された加筆・修正を除き内容の変更は認めない。初校は投稿者に連絡した日から定められた期日までに校了し、編集委員会に提出するものとする。

(著作権)

第18条 著作権は本学に帰属し、本学の承諾なしに他誌に掲載することを禁止する。最終原稿提出時、委員会より提示される著作権同意書に著者全員が自筆署名し、論文とともに送付すること。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附則

この規程は、2019年4月1日からこれを施行する。

改正

この規程は、2021年9月22日 改正